

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 9月11日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
西海区水産研究所長 青野 英明

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 小型船舶（ブルーフィンⅡ）用クレーン更新業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成30年11月30日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税及び地金消費税に係る課税事業者であるか、消費税を納入する金額を落札書に記載する。入札書に記された金額の108分の100に相当する金額を切り捨てた金額を消費するものと。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「船舶整備」で「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
西海区水産研究所 業務推進部 業務管理課 施設係
電話 095-860-1613
FAX 095-850-7767
- ② 郵送による交付
封書に「小型船舶（ブルーフィンⅡ）用クレーン更新業務入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に250円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。
- ③ メールによる交付
任意書式に「小型船舶（ブルーフィンⅡ）用クレーン更新業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成30年9月1日（9日）までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までに質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、

同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合は、当該個人を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することとする。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 平成30年9月27日 14時00分
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
西海区水産研究所 小会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 平成30年9月27日 11時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が
行う契約に係る情報の公表及び情報掲載に同意の上、応募若しくは契約の締結
要件を行っていただくようご理解とご協力を願います。また、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
（実施基準）」（平成19年2月15日文科省決定）に沿って、公的研究費の契約等にお
ける不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研
究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上
の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出につい
て、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、
入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いしま
す。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出
していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

- 1 件 名 小型船舶（ブルーフィンⅡ）用クレーン更新業務
- 2 業務目的 本業務は、国立研究開発法人 水産研究・教育機構 西海区水産研究所奄美庁舎において使用している小型船舶「ブルーフィンⅡ」に設置されたクレーンについて、経年劣化及び塩害による錆や腐食により、使用不能となっているため、クレーンの更新を行い、小型船舶設備本来の機能を回復することを目的とする。
- 3 業務場所 請負業者指定場所
ただし、引き渡し及び検査場所は古仁屋漁港とする
- 4 業務期限 平成30年11月30日
ただし、当該船舶は通勤船として使用するため、通勤に支障が出ない交換作業工程とすること
- 5 業務内容
 - 【既存クレーン概要】（設置場所等は、別添のとおり）
型 式：南星船用クレーンPC-254XG（油圧式）
（防錆加工品 4段ブーム 作業半径8.45m 定格総荷重0.95t（4.0m））
 - 【用途】
 - （1）養成親魚（100～600kg）の吊り上げ
 - （2）生け簀網の設置、撤去
 - （3）生産種苗の沖出し作業におけるバケットの吊り上げ
 - 【業務内容詳細】

小型船舶「ブルーフィンⅡ」に設置してあるクレーン設備について、以下のとおり更新を行うこと。

 - （1）既存のクレーンを撤去し、同等の能力を有する新規船用クレーン（油圧式）を設置すること。
 - （2）設置位置は既存クレーンと同じ位置（操舵室前方）とすること。
 - （3）操作バルブは横向き（進行方向に向かって右側）とすること。
 - （4）筏に係留するなど横転を防止する対策を施した状態で600kg程度まで吊り上げが可能な能力を有していること。また、クレーンの交換後も現状の安定性を維持していること。
 - （5）既存のクレーン台座を利用して設置し、必要に応じて船体の改修を行うこと。台座等を制作する場合はステンレス等の腐食に強く、使用に十分な強度のある素材とすること。
 - （6）新規クレーンの設置により、現状の小型船舶の強度、安定性、操作性を妨げ

ないこと。

特に、クレーン収納時の高さはデッキから 2000mm 程度とし、操縦席からの視界を妨げないこと。

6 特記事項

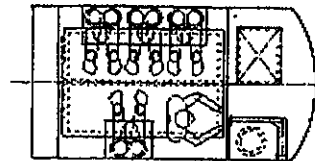
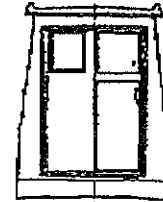
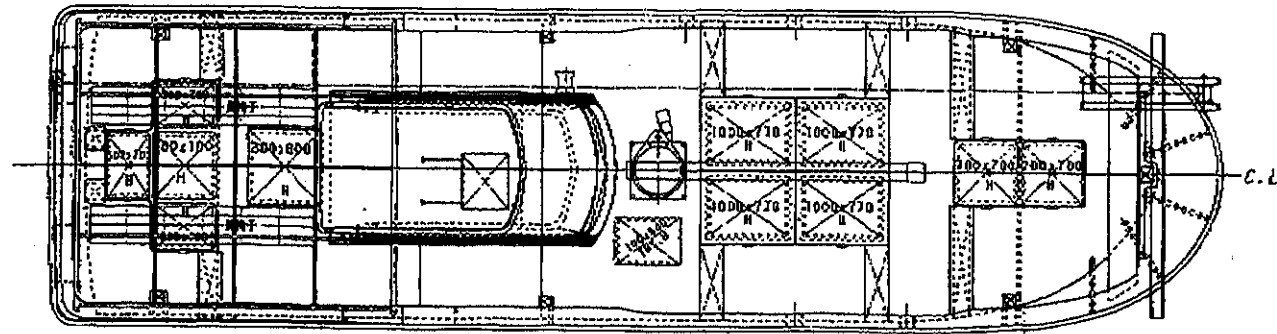
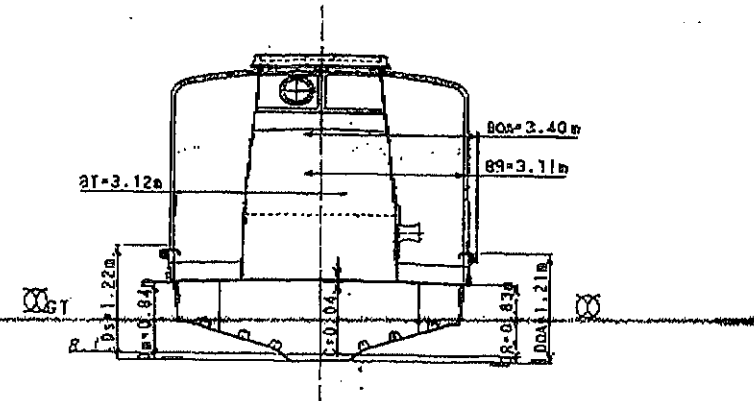
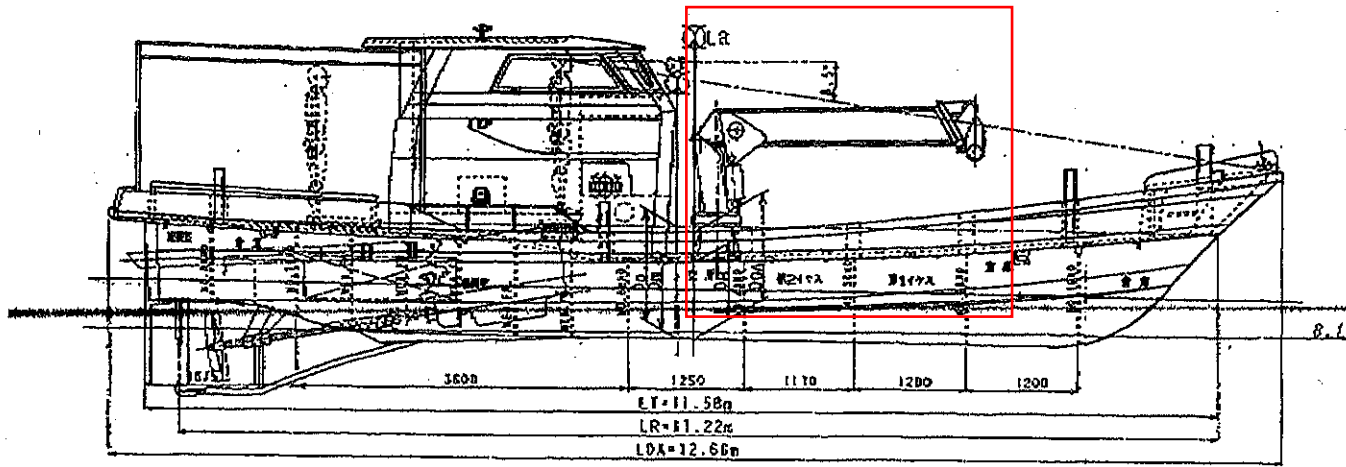
- (1) 引き渡し迄に要する試験、検査の費用は請負者の負担とする。
- (2) 本クレーンの設置にあたって、仕様変更の必要が生じた場合には、設置する小型船舶の強度、操作の機能低下を妨げない範囲において、担当職員の承認を得て、仕様を一部変更または改訂することができる。
- (3) 業務完了後、担当職員の立ち会いの下、試験運転及び性能試験を行うこと。また、引き渡しに際しては、運転できる状態で担当職員立ち会いの下、本仕様書により検査を行い、全装備の良好なことを確認すること。
- (4) 設置・検収後 1 年以内に、構造上の問題等明らかに請負者の責に帰す欠陥が生じた場合は、速やかに無償で修理または代替品を納入・設置するものとする。

7 その他

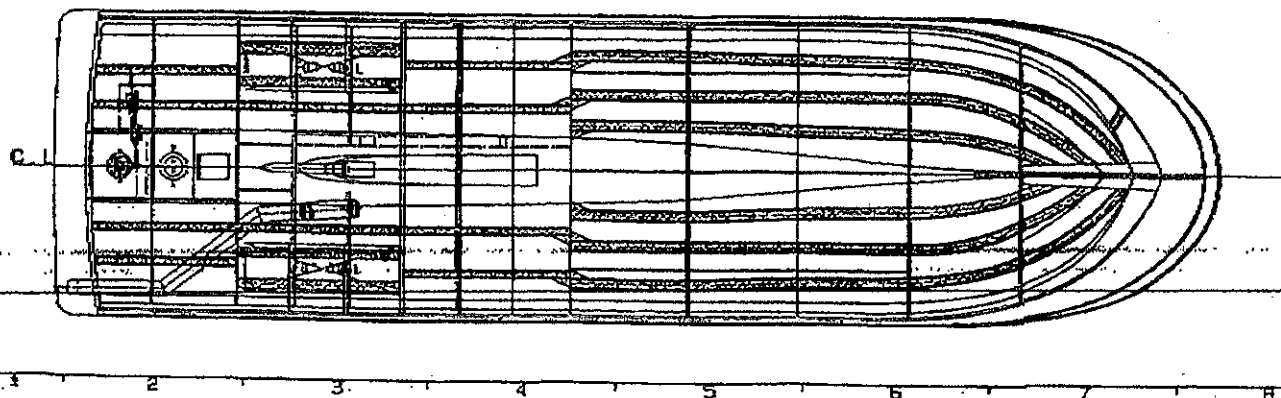
- (1) 本仕様書に記載の無い事項であっても、関係法令により要求されるものは設置しなければならない。
- (2) 防錆について、万全の対策を講じること。
- (3) 新規に設置するクレーンは、故障等の緊急時の場合、1 時間以内で奄美庁舎に到着できるアフターサービス・メンテナンスの体制がある機種とすること。
- (4) 新規設置するクレーンは、中古品であってはならない。
- (5) 撤去した既存クレーン及び廃材については、関係法令を遵守し、適正に処分すること。
- (6) 詳細については担当職員の指示に従うこと。

別添：ブルーフィン 図面
既存クレーン設置場所

図名	規格	1/40	11	12
材料	規格			
寸法	単位			
単位				



PRINCIPAL PARTICULARS	
LOA	12.66 m
BOA	3.40 m
DOA	1.21 m
LR	11.22 m
BR	3.11 m
BT	3.12 m
BT	0.8400 m
G.T.	4.5 t
PERSONS	*
DR MAX	430 m



図名	規格	1/40	一般配置図	1/
材料	規格			
寸法	単位		DX-40C-08	EOM-6
単位				

YAMHA MOTOR CO. LTD.

【既存クレーン概要】	
型式：南星船用クレーン PC-254XG（油圧式）	
定格総荷重	最大950kgf
作業半径	0.65m～8.45m
吊上高さ	最大8.78m
ブーム	5角形 4段油圧伸縮式
起伏角度	1.5° ～76°
起伏速度	1.5° ～76° /12sec
伸縮ストローク	5.75m
伸縮速度	5.75m/36sec
旋回形式	ブランジャモータ駆動 ウォーム平歯車減速式
旋回速度	1.6rpm
旋回角度	360° 全旋回（エンドレス）
ウインチ形式	油圧駆動・平歯車減速式
巻上速度	44m/min（ワイヤロープスピード）
ウインチブレーキ	デスクブレーキ
ワイヤロープ	FC6×Fi（29）Φ8
ワイヤ巻代	50m
油圧源	175kgf/cm ² ×23ℓ/min
油圧操作弁	スプールタイプ×4連
安全装置	油圧安全弁、過巻警報装置、フック外れ止め、落下防止バルブ、圧力計